

# 第一章 明治維新と奈良

## 第一節 御一新と奈良

### 1 維新の政変と奈良

明治新政府の慶応三年（公历）十二月九日、京都の朝廷は王政復古の大号令を発して、天皇を中心とする新政  
奈良 鎮撫 府を樹立、同日夜の小御所会議で、徳川慶喜に官位の辞退と所領の返上を命じた。このため旧幕  
府側は新政府に反発、翌四年（明治元年）一月三日、旧幕兵と会津・桑名の藩兵らが大阪から京都に向かったが、薩  
摩・長州の藩兵と鳥羽・伏見に戦って敗れた。慶喜は大阪から江戸に逃れ、その後一年有余におよぶ戊辰戦争に突  
入する。

奈良では、前年十二月二十七日に興福寺が玄米一〇〇〇石の献上と一山相應の御用をとめる旨申し出て、新政  
府に恭順の姿勢を示した（玄米の代金三〇〇〇兩は翌慶応四年一月末日までに上納した）。また、前年秋「ええじゃないか」の乱舞のあった奈良町では、  
一月四日に町代から触書をまわし、降下の神符を家内でまつるのは差し支えないが、多数の者が町々を踊り歩くの  
はよろしくないと鎮静にとめている。

ところで、鳥羽・伏見の戦いが起こると、奈良もまたあわただしい空気につつまれた。旧幕府側の敗兵が奈良に

も流れこんできたのである。そのため禁裏守護の任にあった十津川郷士らに奈良鎮撫の命令が下された。同四年一月九日、その宿舎に興福寺東室などがあてられ、猿沢池近くの樽井町や今御門町の宿屋も宿泊を引き受けて戸毎に「十津川下宿」の看板をかかげたという。こうして興福寺とその近くに十津川郷士が駐留していたので、猿沢池そばのすべり坂のあたりには敗走する会津・桑名の藩兵らが捨てた刀剣が割木のように積まれたといい、また奈良の町を通過する落武者らがひっかけてきた赤いブランケット(毛布)で、三条通りは真つ赤に見えたという話が伝わっている(藤田文庫「奈良県史」)。  
(奈良県立奈良図書館蔵)

奉行や代官が支配していた大和国内の幕府領(直轄領・旗本領)には、さっそく新政府の鎮撫の手がのびされ、京都警備の任にあった高取藩兵が大和の警備に当たることになった。一月十六日にはこれまで奈良奉行であった小伊勢守景徳が、大豆山町(まめやま)の崇徳寺内に謹慎の身となった。また、翌十七日には大和平定のため、新政府の軍事参謀烏丸光徳(かむらみつね)が薩摩藩兵を従えて奈良に到着した。烏丸は、興福寺評定所に命じて春日社領や奈良奉行所管内の事務をつかさどらせた。興福寺では「正義役所興福寺預り」の表礼をかかげたという。奉行所の与力や同心は市中鎮撫取調役を命じられ、また奈良町の惣年寄・町代以下の町役もこれまでどおり勤めることになった。参謀役所は、管内の町や村々に対して、「しだいに世情は平穩になっていくので、各自安堵して家業につとめるように」と布達し、人心の動揺を防いでいる。このころ、暗峠(くらがしやま)を守備していた平戸藩兵も、大阪が平靜化したので大和鎮撫のため奈良町に入っている。

大和鎮台から大和 慶応四年(明治元年)一月二十一日、大和の旧幕府領を治定するため、新政府は行政・司法・軍  
国領撫総督府へ 事を受け持つ大和鎮台を奈良に設け、その長官に参与の久我通久(権大納言)を任命したが、久

我の奈良着任をみない二月一日に、大和鎮台は大和国領撫総督府と名を改めた。鎮撫総督として久我通久が奈良に

到着する前日の二月六日には、奈良奉行所の与力・同心や町役、さらには興福寺の役僧らが山城の木津まで出迎え、翌二月七日に錦直ひだり垂姿の久我が肥後・尾張の藩兵や十津川郷士らに守られて馬上奈良に入った。

本陣を興福寺の摩尼珠院に定め、その西側につづく妙徳院・仏地院（奥知事公舎所在地）を仮用してしばらく分宿することにした。そして、さきに烏丸光徳が興福寺評定所に委任した事務を解き、興福寺から予備米一〇〇〇石を新政府に献納させた。このとき、謹慎中の奈良奉行小俣景徳は新政府に異心のない旨の誓紙を差し出している。二月なかばに小俣景徳とその家族は郡山藩に、その家来は高取藩に預けられた。奈良奉行所は閉鎖され、長年にわたった江戸幕府の奈良支配に終止符がうたれた。

さて、大和国鎮撫総督府は旧奈良奉行所を接收して二月十九日にここに移り、その後は「鎮撫総督御用所」と称して、旧奉行所配下の与力・同心もその指揮下においている。鎮撫総督府は奈良町の町代を通じて窮民や孤独の者に一人五升ずつの白米を施与したり（北方本社町「御触」  
「張」天理図書館蔵）、窮乏の十津川郷に一五〇〇両を援助したりしている。あるとき、総督府の軍兵（肥後藩兵一四一人  
尾張藩兵三人）らが訓練のおり、東大寺の中門に大砲三門を据えつけ無謀にも大仏殿を射撃の標的にしようとしたことがあったらしい。総督府の威勢を示そうとしたものであろうか。これに驚いた僧侶があわてて制止し事なきを得たという。

また一月に、旗本松平篤三郎領の生駒郷一一か村の農民たちが矢野代官所を襲った騒動で、郡山藩や在阪の長州藩兵が出動し、両藩の協議と吟味が行われた。四月になって総督府では農民たちの首謀者を取り調べ、この騒動を鎮圧している。

ところで、王政復古ののち柳生藩主柳生俊益は江戸家老広瀬小太夫らとともに、慶応四年一月十三日に国元柳生に帰着した。このころ藩内では、旧幕府に心を寄せる佐幕派の江戸詰め藩士と、尊王派の国家老小山田三郎助ら国

元藩士との間で意見の対立が激しくなった。佐幕派は国家老らを阿相阿臣ときめつけ、「紫縮緬を用いん」との合言葉でかれらを倒そうとはかっていた。このはかりごとを察知した国元の藩士らは、一月二十五日に藩主が京都の新政府に出仕したのち、江戸から帰国した佐幕派の藩士らをつぎつぎと捕えて糾問した。この結果、江戸家老広瀬小太夫は切腹に追いこまれ、つづいて八人もの犠牲者を出すにいたった。佐幕派の合言葉をとって世に紫縮緬事件と呼んでいる。

柳生でこうした悲劇があったが、奈良の町では比較的平穩に御一新の変革を受け入れたということができよう。すでに二月には興福寺宝蔵院内に文武館が設立され、三月には文武の稽古がはじめられたりしている。

奈良県・奈良 慶応四年（明治元年）五月十九日、大和国鎮撫総督府が廃され、管内の奈良町その他の村々はあら府と奈良町 ためて「奈良県」に編成された。同年閏四月に公布された政体書にもとづいて、地方行政は府・

藩・県の三治の制とする方針にしたがったものである（旧幕府領を府または県として新政府の直轄とし、府には知府事、県には知県事をおく、藩は従来どおりとする）。知県事には、総督府の参謀であった春日仲襄が任じられた。県名としては、当初「南都県」という名称も考えられたらしい。

ここに初めて誕生をみた奈良県は、大和の旧幕府領・旗本領と社寺領を管轄するもので、郡山（柳沢氏）・柳生（柳生氏）・小泉（片桐氏）・高取（植村氏）・柳本（織田氏）・芝村（織田氏）・橿羅（永井氏）・田原本（平野氏）慶応四年（名に列する）のいわゆる大和八藩の所領や、大和に飛地となっている津（藤堂氏）・久居（藤堂氏）・和歌山（徳川氏）・壬生（鳥居氏）・大多喜（大河内氏）の各藩領のほか、行政官の管轄にあった十津川郷は含まれていなかった。したがって、現奈良地域の奈良町をはじめ、奈良回り八か村や近傍の村々、明治・東里地区の大半の村々、さらに春日社・興福寺・東大寺など社寺領下の村々など、かつての添上郡西部の大半は奈良県の管轄内にはいなかったが、旧添上郡の南部から東部にかけての村々や旧添下郡の村々の多くは、引きつづき柳生・郡山・小泉・津・久居各藩の治下に属

した。

たとえば、旧添上郡の大保村・柳生村・柳生下村・阪原村の大部・高樋村・田中村の大部・窪之庄村などは柳生藩の治下に、園田村は小泉藩の治下に、邑地上・中・下の三村や興ヶ原村・丹生村の大部・北野山村・北須川村・須川中村・南須川村などの諸村は郡山藩の治下に、また奈良県管内にはいった白毫寺村・横井村を除く東市地区の大半、精華地区の大半、阪原村の一部、田原・狭川地区の諸村は津藩の治下に、忍辱山村・大平尾村・阪原村の一部などは久居藩の治下に属していた。いっぽう、奈良市域の西部にあたるかつての添下郡では、概して旧幕府の旗本領であった村々と郡山藩領の村々が多かった。そこで旗本石河氏の元知行所であった伏見地区の大半の村々、旗本森氏の元知行所であった古超昇寺・新超昇寺両村（いまの佐紀、旗本堀田氏元知行所の秋篠村の大部、旗本角南氏元知行所の藤木村・中村、それに西大寺領であった芝村などは奈良県の管内にはいった。しかし、西大寺村や宝来村の大部・平松村の一部、それに平城・都跡・富雄地区の村々のほとんどは、依然として郡山藩の治下に属したものである。

奈良県は、成立後二か月にして、七月二十九日に「奈良府」と改称され、そのいけみんしず園池公静が知府事に任じられた。奈良には同年六月十七日に、惣年寄や町代の廃止が通達されていたが、奈良府にかわってから、奈良の施政のために市政下用掛（とも称した）を任命することにした。市政下用掛には市中の人材がえらばれ、惣年寄に相当する任務を受け持つことになった。慶応から明治と改元（改元）してまだ日も浅い同元年（改元）九月十四日に、つぎの四人が市政下用掛に任じられ、惣会所が設けられた。

菊屋忠右衛門（のち古寺姓）  
（公納室町）

清水浪江（西城）  
（戸町）

京屋傳吉（のち千載姓）  
（中辻町）

笠置屋清三郎（のち片岸姓）  
（手貝町）



慶応4年 油阪町「御觸書」(奈良市史編集室蔵)

市政下用掛は、日々交代で惣会所に出動して用務を処理することとされたが、勤役中は苗字帯刀が許されるという旧態を残していた。

つづいて同年九月二十一日には、奈良市中を東西南北の四組に大別し、各組ごとに中年寄と添年寄を一人ずつ配置することが市政下用掛から通達されている。すなわち「只今迄の通にては諸事行届兼候に付、東西南北四組を組合として中年寄役・添年寄役老人宛申付、右四組の内十町内外宛小組取立候様申付可く間、諸町年寄小前の者に至迄追々御布令の御趣意に基き、銘めに職業相励候様心掛肝要の事」(油阪町「御觸書」)とあって、東西南北の各組内でさらに一〇町内外の小組編成をうながしている。中年寄・添年寄は、それぞれつぎのとおり選ばれ、市政下用掛の補佐をつとめることになった。

- 東組 中年寄 服部清兵衛 添年寄 杼村源七
- 西組 中年寄 橋井善兵衛 添年寄 荷阪庄右衛門
- 南組 中年寄 仙田平三郎 添年寄 伊東嘉兵衛
- 北組 中年寄 松宮宇一郎 添年寄 富松彦右衛門

この東西南北各組内の町々では、連絡調整・取りまとめなどの実務に当たる各町の町年寄は、これまでどおりおかれたが、これを選ぶにあたっては「借家人又ハ当主ニアラズトモ文筆之才能アリ、事件ニ処シ理解ノアル者ヲ選挙セヨト命シ、入札ヲ以テ年寄役ヲ選定スル如キハ誠ニ進歩シタル制度ナリ」(藤田文庫「奈良町政」)とあるように、旧習にこだわらず町内住民の入札によって適任者を選ぶように改められたのである。

ところで明治新政府は、慶応四年閏四月に歳出をおぎない、諸藩の産業の興隆をはかるため新たに太政官札（十両・五両・一両・一分・一朱の五種）を発行した。奈良府では同年（元治）十月にその補助紙幣として金一朱札を発行して奈良市中で通用させ、十二月には小額の補助紙幣として、奈良府から一貫文（二〇〇〇文）・五百文・百文・五十文の銭札を発行し（（金一両につき銭九、  
貫六〇〇文換え）、奈良府管内での通用をうながしている（（明治三年十二月、通  
用停止が布告された））。

翌明治二年（公屯）二月になると、奈良町街地の絵図を調えることになり、各町とも戸別に間口・奥行・地尻幅など地面をあらため、また街道幅と総間数をたしかめ相応の宇陀紙に認めて惣会所へ提出するよう、市政下用掛から各組中年寄・添年寄を経て町々に指示が出ている。さらに同月、これまで町掛りとして奈良の町民の負担となってきた春日大宮祭礼や薪能の費用について、若宮祭礼の費用と同様に市政下用掛から免除を願い出て聞き届けられている。もっとも、薪能が催されるときには諸方から多数の人々が奈良市中へ入ってくるので、火の用心にとめ掃除を怠らず、町年寄や行司は油断なく見回るようにと念を入れている。同二年七月十七日に奈良府はふたたび「奈良県」と改称され、奈良府知府事であった園池公静が引きつづいて奈良県の知県事に任じられる（明治三年八月海江田信義が知県事となる）。

統一奈良 維新政府は、これよりさき明治二年六月に各藩に版籍奉還を命じたが、旧大名を知藩事に任命し県の成立 としてそのまま藩政に当たらせた。藩は地方行政区の一つとなったが、中央集権体制を確立するためには、租税と軍事の両権をもっている藩そのものを解体する必要がある。同四年（公屯）七月政府は廃藩置県を断行、全国を三府三〇二県とした。知藩事は罷免されて東京に集められ、新たに知県事（（十一月、県  
令と改称））が政府から派遣された。

この間大和では、三年一月、宇智・吉野両郡が、隣接している河内国石川郡の大半・錦部郡の一部および紀伊国伊都郡・



奈良県庁が置かれた興福寺旧一乗院（藤井辰三氏蔵）

那賀郡（両郡のうち、高野山金剛峯寺旧領に属する地域）とともに、新たに五條県（知  
県事鷲尾隆衆、のち四条隆平）に編成され、旧五條代官所が五條県庁にあてられた。

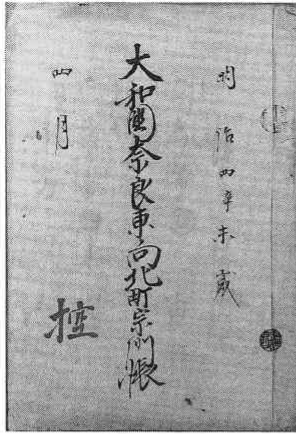
また、奈良県と藩領に飛地などがあつて管轄が錯綜していたので、管轄範  
囲の村の異動も行われた。同四年（一八七二）一月に郡山藩管轄地についての異  
動が指示された。これまで奈良県管轄下にあつた添下郡内の新超昇寺・古超  
昇寺・秋篠・西大寺・野神・青野・疋田・菅原・宝来・平松・北新・南新・  
藤木・中の各村を含め、二一か村が郡山藩の管轄に移された（もと旗本の知行所に  
西大寺村と宝来村の大部、平松村の一部は、  
すでに旧幕時代から郡山藩管下であつた）。

廃藩置県によつて大和にあつた八藩のほか、大和に所領をもつていた津・  
久居・和歌山・壬生・大多喜の各藩も、それぞれ県名をとなえることになつ  
た。江戸時代以来の柳生藩や郡山藩・小泉藩・津藩・久居藩などもここに幕

を閉じ、かわつて柳生県・郡山県・小泉県・津県・久居県などが誕生したのである。現奈良市域では、かつて柳生・  
郡山・小泉・津・久居の各藩に属していた村々（5ヶ村参照）は、それぞれ柳生県・郡山県・小泉県・津県・久居県の管  
内にはいったわけである。その後政府は府県の統廃合を計画し、同四年秋、全国は北海道開拓使および三府七二県  
に編成替えされた。このとき大和では、先に成立していた奈良県・五條県をはじめ、県名をとなえてまだ日の浅い  
一五県がまとめられて、大和全域を管轄する統一「奈良県」が成立した。十一月二十二日のことであつた（石高五  
〇万余石、戸数九万五八六六戸、人口四一萬八三三六八人）。

新奈良県の初代の県令（知事にあたる）には、旧五條県知県事で、当時三〇歳であつた四条隆平が任命され、県庁は興福





明治4年「奈良東向西北町宗門帳」  
(東向西北町蔵)

寺旧一乗院に置かれた(課庁には、庶務課・聴訟課・租税課・出納課の仕組みが整えられた)。気鋭の四条県令は、庶政一新や殖産興業・水陸交通の開発整備に意欲を示した。大和・河内の国境の亀ノ瀬を開いて大和川沿いに竜田村から河内国分村(くわが)に通じる新道建設をすめたことは注目される。春日神社の境内に二か所の鹿園を設置し、その付近には桜楓を植えつけ、また、若草山に但馬・丹後牛八〇頭や乳牛を放牧させている。明治六年(一七三)六月には、他府県にさがけて政府に天皇の御真影の下賜を出願し、それが許されると興福寺南大門跡の壇上に遥拝所を設けて人々に拝礼させている。しかし、神仏分離の影響で衰えた興福寺の土塀は通行の差支えになる無用の長物だとして、教部省に願ひ出てこれを取りこわしている。なにしろ土塀のひさしは一間あまりもあって雨露をしのぐのに具合がよかったこともあって、奈良市中の人々はその取りこわしを残念がったという。官舎から県庁へ出勤のとき馬車を大鹿にひかせたり、当時としては珍しかった洋食を人にすすめるなどと、とかく語り草に富む県令であった。

このち奈良県は、明治九年(一七五)四月十八日、政府の府県廃合の方針に沿って廃止となり、大和全域が堺県(さいよあち)(税所篤県令)に合併され、つづいて同十四年(一八六)二月七日には、その堺県も大阪府(建野郷三府知事)に合併される。

明治初年の奈良町 明治新政府の成立で、一般に早急な「世直し」政と「市中規則」が期待されたものの、政府としては中央の政治機構の整備に迫られ、地方の町や村々では廢藩置県のころまで、五人組の制度や宗門人別改めは旧来のとおりで、触書(ふれがき)や回状の順達方法、請書や届書などの体裁も旧習によっていた。

たとえば奈良でも明治二年(一八七)九月二十八日のことだが、

急ぎの回状で町年寄たちが惣会所へ出頭したところ、市中旅籠屋や民家で帯刀者を一夜だけでも宿泊させるときは、その人物の名前や住所のほか用向きを確かめたうえ、橋本町駅通所へ届書を持参し、そこへ出向している奈良県(明治二年七月十七日成立)の捕亡方役人に提出するよう指示があり、東向北町の町年寄は請書を提出したうえ、そのあと町内一同へ達している(東向北町「万大帳」)。同三年(二七〇)三月、奈良府からの二年一月の通達にもかかわらず手続きがおくれているとして、町々に対して「所持家屋敷并地面等券状早々町人名前ニ相替候様」(東向北町「万大帳」)との督促が達せられている。このころには、奈良府当時の市政下用掛の役名が市中御用掛と改められ、その補助として同手伝の職が設けられている(改称時期はよくわからない。明治二年七月十七日に奈良府が廃さ  
れて奈良県と改められたのちの役名改正であったと考えられる。)。

同三年十一月十二日に奈良県からつぎの六項からなる「市中規則并心得方之事」が示された。

#### 人撰之事

大中年寄町年寄行事組頭勤役年限之事

町々組合之事

大中年寄町年寄行事組頭勤方之事

大年寄中年寄町年寄行事組頭心得之事

市中一般心得之事

「人撰之事」によれば、大年寄は二人、中年寄は四人とし、町々の年寄・行事の入札によって選ぶこと、町々の年寄は一人、行事は二人ないし三人と定め、一町限りの集会で入札で選ぶこととしている(市中御用掛を大年寄と改め、御用掛手伝と添年寄は廃止されたものとみられる。)。役職の勤役年限については、大年寄・中年寄は四年、年寄・行事・組頭はおおよそ三年と定めている。東西南北の各組の町々は五町から一五町ぐらいを一組として、東何番組・西何番組と番号をつけることにし、町内の

家数に応じ五人（五軒）または七〜一〇人までを組み合わせ、従来の五人組に相当する組をつくらせている。四人の中年寄が東西南北各組を分担した。また、大年寄・中年寄が詰所（市中惣会所）へ平日出勤のときは、大年寄は帯刀、中年寄は脇差を用い、いずれも平袴・丸羽織を着用するものとした。政府や奈良県からの布令・布達などは、大年寄から中年寄へ、中年寄は市中各組の組惣代（組内の町年寄の代表）を召集して伝達し、組惣代は組内の各町年寄へ、さらに町内組頭へと順次伝達する仕組みであった。

「市中一般心得之事」では、まず第一に御法度を守り布令の趣意を弁え、五倫五常の道を志すよう諭し、奢侈遊惰を戒め、子女の教育・家業や技芸の習得をすすめている。また、町内や近隣の孝子・義僕・貞婦などの顕彰のほか、相互援助の要を説き、最後はつぎのように締めくくっている。

惣て町内において御法度に背き、博奕賭勝負又は喧嘩争論公事訴訟を好み候者あらば、仮令風聞たりとも早速近所隣組合は勿論組頭行事年寄より厳敷申論し取締り致すべき筈、其儀等閑に致し置き御役所互召捕に相成候節は夫々急度曲事申附候也御法度（禁令）の順守、博奕賭事や喧嘩争論・公事訴訟を戒めるなど、「心得之事」の文言や体裁は、旧幕時代の布告のむしかえしと思わせるものであった。

この「市中規則」にしたがって大年寄二人・中年寄四人は、つぎの人物が選ばれた。

大年寄 古寺忠右衛門 千載傳吉  
 中年寄 瀬川吉平 高坂惣七 松宮宇一郎 柳生庄作（明治四年三月、東組中年寄に柴田逸作が選ばれている）

つづいて同三年十二月、市中惣会所の移転のことが達せられた。惣会所はこれまで東寺林町に置かれていたが、旧奈良奉行所（現奈良女子大の学のところ）に設置の奈良県庁とはいささか隔たりがあつて何事につけ不便だといふのである。すなわち「御県とハ隔絶下情貫徹致さず事件も之れ有り、且自然手間取下方迷惑ニも相成り」（東向北町万大輪）とある。奈良

県が県庁に近い齋藤百一宅を買い取り、無償で奈良町に貸し下げて大年寄・中年寄の市中用向取扱所とする旨を市中に触れている（齋藤百一宅の所。在町名は不詳）。もっとも、奈良県庁も翌四年（一八七二）一月に旧奉行所から興福寺旧一乘院へ移転す（県庁移転を政府から正式に認められたのは同四年二月八日である）。

当時、中筋町には二人の町年寄と二人の行事役がいたが、町年寄の一人が死亡した。そこで、町内の家数が多いことでもあり（軒五）、町用多端を理由に同四年二月、せめて行事役一人の増員を認めてほしいと奈良県に出願している（宮武氏旧藏「諸冊性」奈良市史編纂室蔵）。この結果についてはわからないが、奈良県が定めた「市中規則并心得方之事」の布達とい、市中惣会所の移転改称といい、当時、奈良の町政が奈良県の直接の管轄下にあったことがわかる。

浦上キリシタン 明治新政府は開国和親をとえながらも、キリスト教については江戸時代と同様に禁制の方針をの大和配流 うちだした。肥前国浦上村（うらかみ）のキリシタンに対する禁庄はきびしく、慶応四年（明治元年一八六八）六月には、

信仰の灯をともしつづけた信徒一四人を捕えて、萩・津和野・福山に移送した。さらに翌明治二年（一八六九）の暮れには、大々的に信徒らを捕えて、北陸・東海・近畿をはじめ西国の諸藩に移送した。配流の信徒数は二〇藩にわたり三三〇〇余人（片岡弥吉は「日本キリシタン殉教史」で、その数三三九四人と掲げている）におよんだという。世に浦上教徒事件と伝えている。この動きに対して、長崎駐在の欧米の外交官らはさっそく政府や長崎県当局に抗議を繰り返したが、受けいれられなかった。

大和の郡山藩預けとなった信徒の男女八六人は、同二年十二月に郡山に到着し、ひとまず茶町の雲幻寺に旅装を解き、のちには城下の各所に分宿させられた。いっぽう、伊勢の津藩預けとなった男女一五五人のうち、二二人（男二人・女一〇人、着後伊勢で出生一人八女）・着後死亡二人八女（明治四年六月「異宗門徒」人員帳「国立公文書館蔵」）が、津藩城和奉行所預けとなって大和の古市村（現奈良市）に移送された。砲術稽古場の幾重にも矢来をめぐらした長屋におしこまれた信徒らは、朝と夕にはわずかに三勺の粥一杯、昼はかたい一合飯という粗末な待遇を強いられ、そのうえ毎日、御用と称して

奉行所に呼び出され、宗旨替えを説得された。また、声を張りあげての祈禱を魔法の呪文のように受けとられ、役人に引き出されて改宗の説得を加えられた。信徒らと呼ば出した後で、役人は長屋に踏みこんで魔法の道具を持っていないかと室内を搜索したのであった。

同五年（一八七三）五月、古市預りの信徒らは郡山預りの信徒らと合流させられ、郡山城の三ノ丸に移された。郡山に移されてからの信徒の待遇はかなりゆるめられて身は自由になり、勝手に出稼ぎすることも許されたという（蒲刈三郎補）。同年十二月になって、信徒のうち二二歳から二〇歳までの男女およそ二五人は父母たちから引き離されて、奈良の東大寺大仏殿付近に移された。その他の者は郡山から吉野郡天川郷に送られ、二組に分けて寺院に分宿し、男子は鉾山労務に従事させられた。降雪寒冷の冬期に炭火は支給されず、食物も不十分であったので、老人や病人にとってはことに苦痛の日々を過ごしたのであった。大仏殿付近に移された若者たちへは改宗の説得が強められた。車座にすわって祈禱していると、役人が縄を持ってきて若者らを縛りあげる。時には夜分一〇数人の役人らが蠟燭をともして押しかけ、いろんな手段で改宗させようと謀ったが、若者たちは屈するところがなかったという（書一前掲）。

この間、日本駐在の欧米外交官らによって抗議や配流の信徒たちへの待遇改善要求が政府に提出された。政府も同四年（一八七二）に巡見使を派遣して調査に当たったが（津・郡山方面へは外務、樺太・本州方面へは外務を派遣）、郡山ではさほど待遇は改善されなかった。

やがて同六年（一八七三）二月に、太政官布告でキリシタン禁制の高札が撤去されて、布教が黙認されることになり、翌三月には「長崎県下異宗徒帰籍」（切支丹放逐令）のことが布達された。大和に配流の信徒らが、故郷の長崎浦上の地に帰着したのは同六年五月三十日であった（大和郡山カトリック教会の前身に一切支丹流配陣<sup>一</sup>があり、異郷の<sup>二</sup>。大和で生涯をすごした八人の信徒名を刻した銘板がはめこまれている。）。

## 2 大区・小区制下の奈良

新しい戸籍づくり 明治四年（一八七〇）七月の廢藩置県に先立って、明治政府は同年四月に府県と藩を含めて「全国惣な国民支配を実現するために、従来の宗門人別改めの制をやめて新しい戸籍をととのえ人口調査を行って、国民すべてを確実に掌握しようとしたのである。

戸籍法では、町や村々（いまの大字にあたる）を適宜組み合わせて新たに区画を設け、戸籍吏としての戸長・副戸長をおくように定めている。新しい区画の設定は同四年から始まったが、その実施は府県によってまちまちであった。奈良では、大年寄と中年寄が役名はそのまま戸籍吏としての市中戸長の任にあたり、各町で戸長副役（副戸長）が任命された。戸籍区がどのように設定されたかは判然としないが、たとえば公納堂町は二区二番組、橋本町は三区四番組、杉ヶ町は四区一番組、北市町は四区三番組、東笹鉾町は五区一番組になっている。

翌五年（一八七〇）四月になると、奈良県では『戸籍編制手順書』を頒布し、大区・小区編成の方法や、送籍・入籍・寄留・旅行のことなど戸籍事務の詳細を示した。奈良県（県内は一五郡に分かれる）は、添上郡を第一大区、添下郡を第二大区というようにし、大和の一五郡をそのまま一五の大区に置きかえ、各大区ごとに、旧幕時代の町や村（大字にあたる）を数か町村ずつ組み合わせていくつかの小区を設けた。

小区の各町村で戸籍編制事務にたずさわる戸長・副戸長には、従来の庄屋や年寄などの役人が兼ねても差し支えないとし、区内の公平な入札によって選ぶことも認め、区内戸ごとに何番屋敷と番号をつけるよう指示した。

第一章 明治維新と奈良

こうして、明治五年には、戸籍法に基づく統一的な戸籍がととのえられた（（い）わゆる壬申）。庶民も屋号や通称によらず、姓（苗字）を名のるようになったのはこの時のことである（（政府が一般に苗字使用を許可したのは、明治三年九月十九日である））。

大区・小区 戸籍法によって設定された大区と小区は、引きつづいて新しい地方行政区画に整備された。の制と奈良 添上郡は第一大区（二三小）とされたので、奈良町は第一大区に属した。奈良町は明治元年（六〇）

九月以降、東西南北の四組に大別されていたが、あらためて第一大区内の第一小区から第四小区に編成され、各小区ごとに事務所（（戸長役所））を設け、戸長・副戸長を配置することになった。各小区の範囲は、およそつぎのとおりであったという（（藤田文庫））。

- 第一小区 西南限―興福寺三重塔、西北限―花芝町東側、東北限―東大寺・川上村、東南限―春日二ノ鳥居
- 第二小区 西北限―樽井・元林院、東北限―春日若宮社、東南限―高畑丹坂、西南限―紀寺村
- 第三小区 東南限―油留木町、西南限―中筋町、西北限―北法蓮村・多門、東北限―笹鋒・包永
- 第四小区 東北限―東向・西御門、東南限―肘塚町・竹花町、西南限―京終地方西側・城戸村、西北限―油坂町

右の記載によっておおよそ範囲は推察できるが、第

一小区の場合は興福寺境内を含み、東は春日社大鳥居通りから春日社限り、北は押上町通りから奈良阪町にいたり、その東方の東大寺一带を含む地域ということになる。第四小区は東向中町をはじめ七か町村と、かなり広域にわたっていた。この編成によってたとえ

表1 明治5年(1872) 奈良県の大区割と管内小区数

| 大区    | 郡名 | 小区数 |
|-------|----|-----|
| 第1大区  | 添上 | 22  |
| 第2大区  | 添上 | 14  |
| 第3大区  | 群平 | 12  |
| 第4大区  | 山辺 | 20  |
| 第5大区  | 式上 | 10  |
| 第6大区  | 式下 | 6   |
| 第7大区  | 広瀬 | 6   |
| 第8大区  | 十市 | 11  |
| 第9大区  | 葛上 | 9   |
| 第10大区 | 葛下 | 16  |
| 第11大区 | 高市 | 15  |
| 第12大区 | 忍海 | 2   |
| 第13大区 | 宇陀 | 17  |
| 第14大区 | 宇智 | 7   |
| 第15大区 | 吉野 | 32  |

呼称することになった。

各小区の戸長には、これまで大年寄や中年寄だったつぎの人々がその任についている。

第一小区戸長 藤枝善四郎、第二小区戸長 古寺忠八郎、第三小区戸長 柳生庄作、第四小区戸長 清水浪江、

明治五年六月、第三小区戸長に富松彦四郎が、同年十一月第四小区戸長に橋井善平が選ばれている。

各小区にはそれぞれ副戸長が配置されたが、市街地という事情から比較的その数は多かった。たとえば第四小区では、南魚屋町の高坂惣七・城戸村の萩原吉平など九人が副戸長になっている。

奈良町近郊の諸村について小区編成をみると、第一大区添上郡(二二か)のうち、おおむね東里地区が第五小区、狭川地区が第六小区、大柳生地区と田原地区の北部が第七小区、田原地区東部が第八小区、田原地区中・西部から南部が第九小区、水間・別所両村や田原地区東南部が第十小区、柳生地区東部が第十一小区、柳生地区西部が第十二小区、精華地区が第十五小区、帯解地区が第十八小区、東市地区が第十九小区、東市地区の北西部から明治地区が第二十二小区、辰市地区が第二十一小区、大安寺地区と法華寺村が第二十二小区になっている。奈良町にはじまって、おおよそ時計回りに小区番号をつけたことがうかがえよう。

つぎに第二大区添下郡の小区編成(一四か)の概略をかかげよう。郡山の町々とその近郷村が第一から第三小区に、都跡地区南部と伏見地区南部が第四小区、都跡地区北部と平城地区東部が第五小区、伏見地区北部と平城地区西部が第六小区、二名村と生駒北部域が第八小区、富雄地区中部が第九小区、富雄地区南部と郡山北部域が第十小区、郡山西部域諸村が第十一から第十四の各小区に編成された。

この大区・小区の編成によって、これまでの生活共同体としての町や村々は、最小行政単位とされた小区の中に埋没まいぼつすることになった。農村では村々の庄屋が戸長、年寄が副戸長と改称することになり、これまで庄屋・年寄が



取り扱ってきた事務はもちろん、戸籍調査の任務をもあわせ受け持つ一役同掌の形となった。戸籍法に規定した戸長・副戸長は廃され、地方事務取扱いの一元化がはかられた。なお、同五年（一八七二）十月には大区に区長、小区に副区長をおくという原則が指示されている。

会議所の設置と  
小区編成替え

明治五年（一八七二）十一月から翌六年にかけて、いわば大区の事務所にあたる会議所が設置されるようになる。会議所は県からの布令を区内にはやく知らせるよう努め、また、諸種の願書や届

書の受継ぎに当たるとともに、区内の学校創立・病院施設・物産興隆・水利運漕・道路橋梁の修繕・義倉貯蓄・窮民救助などの諸問題について、区長・戸長らが協議を行う機関であった。明治五年十一月に、奈良大豆山町の崇徳寺に第一会議所が設置され、つづいて針ヶ別所・竜田・三輪・御所・宇陀松山・上市・五條・折立（のち川津へ移す）にそれぞれ会議所が設置された（さきに同七年十月、月、下市に設置）。同六年一月に、奈良町を含む添上郡西部の一三か小区（第一大区の第一小区～第四小区・第十四小区～第二十二小区）、添下郡の全域一四か小区、山辺郡北西部の六か小区内の町や村は、第一会議所部内にはいることが奈良県から達せられた。添上郡東部の東里地区から柳生地区、さらに月ヶ瀬にかけての九か小区村々（第一大区の第五小区～第十三小区）と、山辺郡東部の各小区村々は、針ヶ別所村（現都祁村）におかれた第二会議所部内となったのである。しかし、同六年四月に、添上郡の第五小区から第九小区までと第十二小区のあわせて六か小区は第一会議所部内に変更された。地理的事情を考慮したものであろう。

この会議所設置に対応して、同六年二月に奈良角振町に第一大屯所（のち奈良大屯所）が設けられ、第一奈良・第二針ヶ別所両会議所部内の警察事務を担当した。

行政区画としての大区・小区制は、このちたたび編成替えが行われるが、同六年八月に四条隆平奈良県令から告示された「会議所条例并大小区諸規則」の序言には、大区小区の設置などについてつぎのように掲げている。

(前略) 是迄分部セル大区ハ曩日新置県ノ際一時仮定スル所ニシテ、土地ノ広狭戸口ノ多寡其当ヲ得ス、正副区長ニ至テハ未全員セサル区モアリ、是ヲ以テ民間幸不幸ノ差ヲ生シ遂ニ自有ノ権利ヲモ妨碍スル恐アリ、加之、事務猥雜ニシテ吏員ノ勞逸モ均一ナラス、因テ今般更ニ僉議ヲ尽シ先ツ大小区ノ部分ヲ平等シ吏員ノ当否ヲ撰議シ、其他諸般ノ規則ヲ更定シ、其条例及区長以下職員ノ所務綱目給料日当ノ表箋上申書式等ヲ鑿シ以テ管内各地ニ告示スル左ノ如シ(後略)

明治五年五月に一郡を一つの大区として、県内に一五大区を設置したことは、土地の広狭や人口を勘案したものではなく、「新置県ノ際一時仮定スル所」と述べている。そこで大区小区の編成・配置を再検討し、会議所を設置して大区内の諸問題について区長・副区長や戸長らによる協議を促そうと意図したものであった。すなわち同六年から各会議所部内を一つの大区とする計画がすすめられると、第一奈良会議所部内は第一大区、第二針ヶ別所會議所部内は第二大区となえるようになった。

同六年十月に、第一奈良會議所部内、つまり第一大区は二三か小区に改編されることになった。これにともない奈良では翌十一月に小区編成替えが行われ、従来の四か小区から五か小区に改められた。

第一小区 西南―興福寺南円堂、西北―花芝町東側、東北―川上村・奈良坂、東南―春日社

第二小区 西北―菩提町、東北―春日二ノ鳥居、東南―丹坂町、西南―七軒町

第三小区 東北―勝南院町、東南―竹花町、西南―八軒町、西北―北風呂町

第四小区 東北―扇之芝、東南―東寺林町、西南―杉ヶ町、西北―油坂

第五小区 東南―東向南町、西南―芝辻村、西北―法蓮村、東北―多門町

小区番号は奈良の東北方面を第一小区とし、時計回りに順次番号をつけ、西北方面を第五小区としている。おもにこれまでの第三・第四小区内町村を組み替えて、新しい第三・第四・第五小区を編成したといえよう。旧第三小

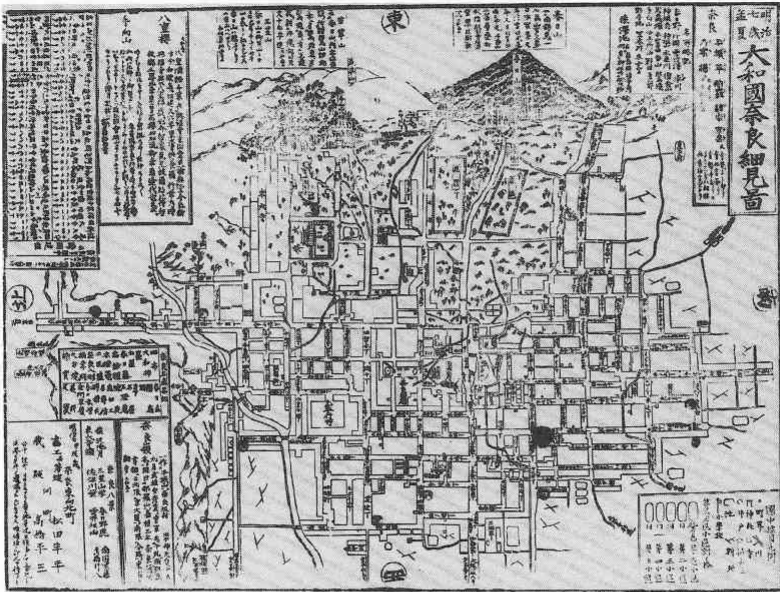
区内の半田・油留木・笹鉾・中御門・北袋などの各町が新しい第一小区に編入、同じく旧第三小区内の後藤・北魚屋西・北法蓮・多門・川久保・内侍原・中筋の各町が新しい第五小区に、旧第四小区の三棟・京終・肘塚・中辻などの各町村が新しい第三小区に変更されたのである。

第一大区の第六小区以降については史料の制約があつて全容を明らかにできないが、忍辱山村が第六小区、柳生村が第七小区、須山村が第八小区、虚空蔵村が第九小区、帯解地区の今市村が第十一小区内に編成されたことがわかっている。

当初、第二大区であつた添下郡は第一会議所部内となつたので、第一大区を冠することになつた。たとえば、青野・疋田・菅原・宝来・平松・六条・七条など伏見地区南部と都跡地区南部の村々は第二十小区に、西大寺・野神・芝の各村をはじめ秋篠・中山・押熊の各村など伏見地区北部・都跡地区北部・平城地区の村々や法華寺村は第二十一小区に、富雄地区や郡山西部域の村々が第二十二小区、富雄川上流の二名村や生駒北部域の村々が第二十三小区に編成替えされた。

明治七年（一八七四）八月、藤井千尋奈良県権令の名で告示された「会議所条例并区戸長心得書」では、一大区に区長・副区長・会計用掛各一員を、小区に戸長をないし二員、各町村に副戸長を一員ずつおくものとしている。戸長は小区内の事務を自宅において統理し、時には会議所へ出勤することであると定めた。この「条例」では、県内に一二の大区を設ける方針を示していたが、同年十月にはその方針を変えて一〇の大区に編成するように改めている（このとき、吉野郡の下市に第九会議所置かれ、ここで奈良の第一会議所をはじめとして十津川郷川津の第十会議所にいたる（川津の第十一会議所は第十会議所と改称された））。ここで奈良の第一会議所をはじめとして十津川郷川津の第十会議所にいたる一〇か所の会議所が整つたのだが、この過程で各会議所（大区）部内の小区の編成替えが行われた。

第一会議所部内つまり第一大区（滝口帰一区长）は、すでに前年の同六年十月に二三か小区から二三か小区に改編



明治7年「大和国奈良細見図」(奈良県立奈良図書館蔵)

となり、これにともなって奈良は従来の四か小区から五か小区に編成替えされたことは先に述べたとおりである。

第二会議所部内に当たる第二大区では、同七年十二月に八小区編成の小区割りが示された(奈良第四四号)。現奈良市域にかかわるところを掲げると、  
 仙ノ川・別所・水間上・水間下の各村は都祁北部域の村々とともに第一小区、上丹生・下丹生・邑地上・邑地中・邑地下・北野山の各村は山添西部域の村々とともに第八小区に編成されている(明治八年七月、水間上・下両村は合併して水間村に、同年九月上)。  
 (丹生・下丹生両村は合併して丹生村にとそれぞれ改称している)。

こうして政府は、会議所の設置や大区・小区の行政区画を整備し(奈良県は一〇か大区)、区長・副区長や戸長・副戸長を通して施政の浸透を図ったのである。戸長や副戸長の人選は投票によって行われるもの、奈良町では元の大年寄・中年寄や町年寄、村々では元の庄屋・年寄など地方名望家層から選ばれることが多く、明治七年にはその地位が

官吏に準ずるものとされた。また、新たに十人組がつけられるようになり、組頭役に当たるじやうよう仕長が選ばれている。同七年、奈良の各町には検証役がおかれ、これが組頭と呼ばれるようになり、翌八年さらに仕長と改称している。この仕組みはおよそ二年間つづいている。

ところで、大区・小区制は小区を地方行政の最小単位と考えるものであったが、住民の暮らしの基礎になっている町や村を解体してしまうことはできなかった。町や村々に副戸長、のちには町村総代(明治九年、大和は堺県に属することになり、大区・小区の改編にともない町村で選ばれた)を置いて、町村の行政用務を担当させており、また小区費用にあてる民費(住民税に)の徴収にも町や村を利用し、副戸長(のちには総代)にその割当てや徴収を受け持たせたのである。

大区・小区 明治九年(二六号)四月十八日に奈良県は廃されて、大和は堺県の管内にはいることになった。奈良の統 合 良には堺県の奈良出張所が置かれた。これにともなって、大和の行政区画は従来の一〇か大区・一二五か小区から五か大区・二四か小区(二五二町・二二八〇村)に改編統合されることになり、同九年十二月二十五日に堺県庁から布達されている。

奈良阪・般若寺・川上・雑司・水門・春日野・紀寺・高畑・肘塚・京終・木辻・杉ヶ町・油阪・三条・芝辻・畑中・法蓮・佐保田・不退寺・半田開の各村を含む旧奈良町(二三四町村)は、大和国第一大区(編五小区)の第一小区に編成され、第一小区事務所を東寺林町の元柳生藩屋敷に設置している。添上郡内で旧奈良町南方の村々といまの大和郡山市・天理市域の一部をあわせて四九か村が第二小区、旧奈良町東方の村々といまの月ヶ瀬や山添村域の一部をあわせた五七か村が第五小区に編成された。

第二大区(編四小区)の第一小区は、添下郡の村々と添上郡の柏木村・法華寺村をあわせた三二か村の範囲である。いまの奈良市西部域がおおかたこの小区に含まれている(西大寺村に小区事務所を設置)。第二小区は添下郡郡山町を中心に近隣の

村々、平群郡の七か村をあわせて七九か町村で編成され、富雄地区の大和田村・石木村がこの小区に組み入れられている。

さて、大区には区長(在勤)、小区には副区長・戸長・出納役がおかれてそれぞれの任に当たり、これまでの町や村の副戸長は総代と改めるようになったが、奈良では市中の七〜八か町村で総代を選んで担当総代と名づけ、各町に組頭をおいている。ちなみに、第一大区区長と第一大区第一小区の役職者はつぎのとおりである。

第一大区 区長 近藤勝清

第一小区 副区長 平松甚平、片岸清三郎

戸長 森 繁蔵、石川嘉平

副戸長 富松彦四郎、森岡重平、細田平三郎、名和藤七、大森弥十郎、太田義孝、橋井善二郎、高木又平、のち

西莊久和、白井英通

出納役 瀬川吉平、のち岸野義生

参考に、区長以下の給料を掲げよう。

|        |   |        |         |   |   |        |
|--------|---|--------|---------|---|---|--------|
| 区      | 長 | 一か月一八円 | 副       | 区 | 長 | 一か月二二円 |
| 戸      | 長 | 同 八円   | 副       | 戸 | 長 | 同 五円   |
| 県庁詰出納役 | 同 | 一二円    | 事務所詰出納役 | 同 |   | 五円     |
| 町村総代   | 同 | 二円     |         |   |   |        |

このように地方行政の仕組みは、わずか数年のうちにたびたびの変更が加えられたが、番号で呼ぶ大区・小区に愛着はうすく(学区や学校は別の一連番号で呼んだ)、いろいろな面で無理が生じた。それは、町や村の生活共同体としてのまとまりや発

展を無視したもので、政府が欧米の制度を模範として企てた近代化への模索のあらわれであった。やがて政府は大  
区・小区制をやめて、行政単位としての性格を失って小区の中に埋没していた生活共同体としての町や村の機能を  
見直し、地方制度の再編成に取り組むことになる。

徴兵令と 維新政府は、近代国家建設のためさまざまな改革をすすめたが、徴兵令もその一つであった。明  
地租改正 治六年（一八七三）二月に布告が出て、満二〇歳に達した男子はすべて兵籍に編入、徴兵検査に合格

して抽選に当たった者は三年間兵役に服することになった。しかし当時は、戸主・官吏・学生などのほか、代人料  
をおさめると免除される規定があった。同七年二月のことだが、鳴川町の小学校（魁化舎一第）（藤田文庫） 訓導心得試補に採用  
されたのを理由に、戸主を通じて大区の副区長に「徴兵御免願」を出している例がある（奈良町政）。また、同九年

八月、堺県が、徴兵検査にあたっていろいろと苦情の申立てがあるとして、一条の心得を布達しているし、同十  
一年十月には奈良町の徴兵検査該当者の下検査をするので、戸長・町村総代付添いのうえ、第二小区今市事務所へ  
出頭するように達している。こうした徴兵事務は戸長の大切な任務であったが、このほか兵事に関するさまざまな  
事務が、町村の仕事の大きな部分を占めていくようになる。

政府はまた、国家財政を確立するため地租改正の大事業を行った。その第一歩として明治四年（一八七二）九月田畑  
への作付け制限を廃し、翌五年二月田畑永代売買の禁を解き、七月には地券を発行してこれまでの年貢負担者（地主・自作農）にその所有権を認めた。これをふまえて同六年七月「地租改正条例」を公布して地租改正に着手、同十二年  
（一八七九）までにほぼ完了した。その要点は、（一）課税の基準を不安定な収穫高から地価に変更する（二）物納を金納に  
改め税率は地価の一〇〇分の三とする（三）納税の責任者は地券の交付を受けた土地所有者とする、というのであ  
た。奈良県では、同六年十一月に「地租改正条例七章告諭書」を出して、「このたびの改正は公平至当を旨として

おり、租税についての苦情がでないように改めるのであるから、実地精実に調査し、一村一区内に一人の不都合もあってはならない」と条文ごとに解説をつけて、趣旨徹底にとめている。

土地制度の改革をとまなう地租改正の事業は、同六年末から全国的に実施されたが、土地の丈量(じやうりやう)（長さや面積）に多くの労力と費用・日数をついやした。田畑宅地など、一筆ごとに測量して新たに反別取調帳を作成、きめられた方法で地価を評定(後述)して、地価取調帳をまとめたのである。  
(この機会に村相互間で錯雑した。飛地の組み替えも行われている。)

白毫寺村・八島村について明治八年（一八七五）の新検改正反別を従前のそれとくらべてみると(表2、参照)、両村とも税地が増加している。税地の増加は両村に限らず、どの村々でもみられたことであった。丈量が厳しく、隠田なども算入されたからである。村々で地価取調帳に基づいて田畑宅地のそれぞれについて、村内での等級が決められた。たとえば、虚空蔵村では上の上田(収穫米一反につき一五五斗五合)を二等とする方法で、田地将九等級に位くわいつけしている。平松村の明治九年十一月の「田

等級收穫明細簿」によると、表3のように田地は一〇等級に区分されている。畑地はどことも、おおむね三ないし

表2 税地の旧検反別・新検（改正）反別の比較

| 村名   | 反別 | 旧 検 反 別 |   |    |     |     | 新検反別 (明治8年) |   |    |     |     |   |    |    |
|------|----|---------|---|----|-----|-----|-------------|---|----|-----|-----|---|----|----|
|      |    | 町       | 反 | 畝  | 歩   |     | 町           | 反 | 畝  | 歩   |     |   |    |    |
| 白毫寺村 | 田  | 27      | 9 | 0  | 17  | 田   | 33          | 1 | 3  | 24  |     |   |    |    |
|      | 畑  | 2       | 3 | 8  | 15  | 畑   | 4           | 1 | 3  | 01  |     |   |    |    |
|      | 宅地 | 1       | 9 | 9  | 28  | 宅地  | 3           | 1 | 1  | 01  |     |   |    |    |
|      | 山地 | 75      | 5 | 0  | 0   | 山地  | 68          | 9 | 9  | 13  |     |   |    |    |
|      | 計  | 107     | 7 | 9  | 0   | 藪計  | 2           | 5 | 06 | 109 | 6   | 2 | 15 |    |
| 八島村  | 田  | 12      | 1 | 0  | 02  | 田   | 16          | 1 | 8  | 12  |     |   |    |    |
|      | 畑  | 1       | 3 | 5  | 20  | 畑   | 3           | 4 | 13 |     |     |   |    |    |
|      | 宅地 | 4       | 2 | 05 |     | 宅地  | 1           | 4 | 1  | 05  |     |   |    |    |
|      | 山地 | 57      | 7 | 1  | 20  | 山地  | 70          | 4 | 0  | 29  |     |   |    |    |
|      |    |         |   |    |     | 藪地  |             |   |    | 4   | 06  |   |    |    |
|      | 計  | 71      | 5 | 9  | 17  | 新開田 | 1           | 3 | 20 | 15  | 0   | 1 | 14 |    |
|      |    |         |   |    | 新開畑 | 15  | 0           | 1 | 14 | 計   | 103 | 5 | 4  | 09 |

白毫寺村・八島村「村誌」による。



五等級に位づけられている。

さらに村相互間の公平を期して、村々の間の比較すなわち村位の等級設定が必要であった。そこで各大区で階等を公議したのち、大和全域の等級設定が企てられた。堺県に合併（明治九年四月八日）したばかりの大和国では、明治九年五月から六月にかけて地位等級大会議が奈良で開かれ、田畑宅地のそれぞれについて、村ごとに等級を審議のうえ、地価の調整がはかられた（大和国の田地等級は六等九段階に区分されるが、たとえば杉ヶ町村―収穫米目安二石五升。一は八等の雄等に、三条村は一〇等の雄等に、木辻村・法善村は二等に位づけられている）。

新地租額をきめる場合、米一石（約一八）の代金は、地租改正事務局の承認を得て、大和では奈良・郡山・丹波市・今井・土佐・五條の平均米価から算出し、四円七一銭と定められた。

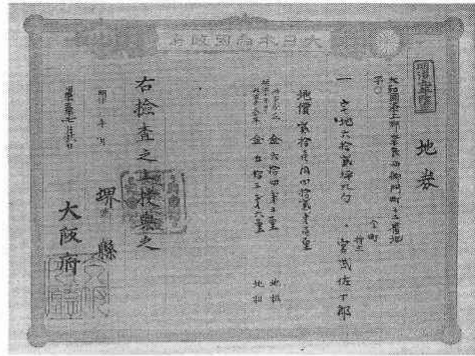
田畑宅地の検査につづくものとして、同九年には山林原野の「改正調査心得」が示されており、用材山・柴山・草山・原野・竹藪など、収益があるときみなされる土地はすべて調査の対象とされた。地押丈量が済み、地価と新地租が確定すると、土地所有者には旧式の地券にかえて新地券（一 地券筆）が交付された。

ところで、地子免除になっていた市街地の地租はどうなっていたであろうか。明治五年（一八七二）一月に、東京府は大蔵省の

表3 明治9年(1876) 平松村の田地等級表

| 等級 | 反 歩       |           | 収 穫 高   |            | 1反の収穫高               | 地 価 | 地 租 金<br>(地価の3%) |
|----|-----------|-----------|---------|------------|----------------------|-----|------------------|
|    | 町・反・畝・歩   | 石・斗・升・合   | 石・斗・升・合 | 石・斗・升・合    | 円                    | 円   |                  |
| 1  | 1・5・6・21  | 34・0・8・2  | 2・1・7・5 | 1,364・473  | 40・934               |     |                  |
| 2  | 2・2・8・25  | 47・3・6・8  | 2・0・7・0 | 1,896・378  | 56・891               |     |                  |
| 3  | 3・5・3・05  | 69・3・9・7  | 1・9・6・5 | 2,778・309  | 83・349               |     |                  |
| 4  | 4・1・8・28  | 78・5・5・0  | 1・8・7・5 | 3,144・749  | 94・342               |     |                  |
| 5  | 3・0・3・14  | 53・7・1・4  | 1・7・7・0 | 2,150・440  | 64・513               |     |                  |
| 6  | 4・0・2・11  | 66・9・9・4  | 1・6・6・5 | 2,682・105  | 80・463               |     |                  |
| 7  | 4・0・8・29  | 60・1・1・8  | 1・4・7・0 | 2,406・824  | 72・205               |     |                  |
| 8  | 5・0・1・01  | 66・1・3・6  | 1・3・2・0 | 2,647・755  | 79・433               |     |                  |
| 9  | 5・8・7・21  | 66・1・1・6  | 1・1・2・5 | 2,646・954  | 79・405               |     |                  |
| 10 | 2・5・7・16  | 20・2・3・3  | 7・8・5   | 810・028    | 24・301               |     |                  |
| 計  | 36・1・8・21 | 562・7・0・8 |         | 22,528・015 | (675・836)<br>675・840 |     |                  |

明治9年11月「田等級収穫明細簿」平松町有文書による。



明治15年の改正地券 (奈良市史編集室蔵)

達しに基づいて、市街地にも課税する「地券申請地租納方規則」を府内に布達した。各府県ともこれにならない、市街地にも地券を発行し、地租を納めさせることになった(売買地価の一〇〇分の一となっていた)。寛永十一年(一六三四)以来、地子免除の地とされてきた奈良町もまた、土地調査を実施し、地券の交付を受けることになった。すでに、明治四年三月に福智院町では「奈良市中地子御免許惣坪数改帳」(天理図書館蔵)をまとめていて、屋敷地の表口・奥行の間数や坪数が記録されているので、おそらく各町とも同様な調べがまとめられていたことであろう。しかし、町民各人の所持地について、その所有が公認されることとなる地券を受けるために、あらためて土地調査が実施され、六尺五寸の間竿が用いられている。

明治九年(一八七六)一月に、地租改正掛から「奈良郡山市街反別整理標

目」(藤田文庫「奈良市街等級帳」)が示された。まずはじめに、「市街地租改正之御趣意、先般御布告ニ基キ更ニ六尺五寸竿ヲ以、毎地丈量反別牒ヲ造ル可シ」と述べて、六尺一步の間竿使用を指示しているが、先に調査した六尺五寸竿による丈量分をもとに、六尺一步竿による改正反別に換算してもよいと但し書をつけている。つづいて、毎地の絵図面作成と戸長役所への備えつけ、地租改正掛による反別帳検査のことなどが掲げられている。同九年九月には、奈良・郡山の「市街地位等級録」がまとめられた。全体は二五等(準等を含め三六段階となる)に区分され、樽井町・橋本町・餅飯殿町は、一等に位づけされた。この改正調査ののち、当初一〇〇分の一であった市街地の地租は、郡村地と同様に地価の一〇〇分の三(明治十年から一〇〇分の二・五)に変更された。

第一章 明治維新と奈良

このような経過で、近代的な租税制度の基礎が築かれたものの、課税対象の田畑宅地などが厳しく丈量されたことや、政府が国の歳入を減らさない方針で地価を高く見積ったので、地価のわずか三割の地租といっても、農民は江戸時代と変わらない重い負担を背負うことになった。たとえば政府が示した基準では、田地一反歩（約一）に一石六斗の米がとれ、その収穫代金を四円八〇銭とみなした時、この田地の地価を四〇円八〇銭と計算する。地租はその三割なので一円二二銭四厘となるが、それは収穫代金の二五・五割という高率となった。そのうえ地租金の三分の一以内を村入費として徴収されることになるので、農民の負担はさらに重くなった。

米価の変動や豊作凶作にかかわらず、

表4 明治10年代の土地状況 地租・地方税・国税額表

| 地目<br>町・村 | 計             |              |                |             |          | 地租              | 地方税             | 国税             |               |
|-----------|---------------|--------------|----------------|-------------|----------|-----------------|-----------------|----------------|---------------|
|           | 田             | 畑            | 宅地             | 藪           | 山林<br>地  |                 |                 |                |               |
| 奈良町       | 反<br>5158.409 | 反<br>786.619 | 反<br>2147.6218 | 反<br>44.928 | 8244.618 | 反<br>16382.4058 | 円<br>13807.4513 | 円<br>4859.7041 | 円<br>7102.398 |
| 奈良阪       | 650.609       | 123.923      | 56.116         | 33.001      | 2805.225 | 3669.014        | 899.026         | 135.442        | 35.500        |
| 般若寺       | 17.427        | 111.903      | 33.023         |             | 115.826  | 278.319         | 208.035         | 111.270        | 30.500        |
| 川上        | 431.814       | 39.521       | 9.527          |             | 1175.526 | 1656.528        | 660.394         | 76.001         | 8.750         |
| 雑司        | 60.317        | 86.623       | 50.815         |             | 316.202  | 514.027         | 215.946         | 21.200         |               |
| 水門        | 9.809         | 33.327       | 25.106         |             |          | 68.312          | 10.1338         | 15.885         | 3.500         |
| 春日野       | 7.300         | 36.217       | 28.401         |             | 50.006   | 121.924         | 67.037          | 52.444         | 28.000        |
| 高畑        | 369.928       | 112.808      | 260.819        | 8.119       | 166.901  | 918.715         | 1192.859        | 444.939        | 1534.642      |
| 紀寺        | 572.517       | 24.903       | 74.413         |             | 620.909  | 1292.812        | 1197.508        | 384.357        | 45.000        |
| 肘塚        | 122.621       | 5.813        | 16.109         |             | 341.013  | 485.626         | 257.523         | 20.680         |               |
| 南京終       | 569.329       | 19.602       | 2.114          |             | 290.519  | 881.704         | 1067.243        | 104.038        |               |
| 西木辻       | 201.503       | .420         | 46.317         |             | .112     | 248.422         | 473.421         | 104.2315       | 80.500        |
| 城戸        | 249.320       | .017         | 10.907         |             |          | 260.314         | 500.840         | 51.7968        | 1.000         |
| 杉ヶ        | 59.807        |              |                |             |          | 59.807          | 122.744         | 11.416         |               |
| 三条        | 474.327       | 13.719       | 39.112         |             |          | 527.228         | 1019.352        | 157.612        | 15.250        |
| 油阪        | 298.704       | 9.929        | .721           | 1.914       | 102.314  | 413.722         | 594.224         | 55.196         |               |
| 芝辻        | 271.510       | 40.223       |                |             | 900.000  | 1211.803        | 687.210         | 55.343         |               |
| 半田開       | 6.907         | 16.729       |                | 1.824       | 116.804  | 142.404         | 20.489          | 1.898          |               |
| 法蓮        | 784.100       | 110.312      | 42.010         |             | 1242.911 | 2179.403        | 1735.287        | 224.693        | 4.750         |

注 奈良町の土地反別・税額は、奈良阪村から法蓮村にいたる各村の土地反別・税額を含む。  
『大和国町村誌集』による。

毎年一定の地租を現金で納めることは、相当な苦勞であつたに違ひない（農民の盛んな地租軽減要求で、明治十年からは地価の二・五割に引き下げられた）。また、米価が値上がりして地主や一部の自作農は利益を得ても、多くの農民は農具や肥料代などの支出に追われ、生活は楽にならなかつた。

さて、明治十年代の前半は西南戦争以来の不換紙幣の乱発によってインフレがすすみ、物価が上がつた。それを抑えるため、同十四年（八六）から松方正義大蔵卿によって財政整理や歳出削減などのデフレ政策がすすめられ、こんどは逆に急激に物価が下がつた。農産物価格は下落し、そのうえ大和では同十六年以後干ばつや風水害がたびたびおこり、深刻な不況にみまわれた。そのため、地租をはじめとした出費の増加に苦しみ、土地を手放して小作農になるものも多かつた。農民の手放した土地は、余力のある地主や自作農などのもとに集められていき、寄生地主と呼ばれる新しい地主が生みだされていったのである。

年月が経過して土地に異動が生じてくると、政府は同十八年（八七）に、実地にあたって帳簿を訂正する「地押調査」を指示し、実測によって誤謬ごびやうの訂正や増反別、あるいは地目変換地をたしかめている。大和では同二十年にかけて、この調査が進められた。

この地押調査は、まさに地租改正事業の仕上げともいうべきものであつた。地券の制度は同二十二年（八八）に廃止となり、以後は土地台帳に登録した地価をもとに地租金を納めたのである。